

食安発 0329 第 2 号  
平成 25 年 3 月 29 日

各 地方厚生局長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長  
(公 印 省 略)

「食中毒処理要領」及び「食中毒調査マニュアル」の改正について

今般、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食中毒部会における審議結果及び食中毒処理の現状を踏まえ、「食中毒処理要領」(昭和 39 年 7 月 13 日付け環発第 214 号別添(最終改正:平成 20 年 4 月 22 日付け食安発第 0422001 号))及び「食中毒調査マニュアル」(平成 9 年 3 月 24 日付け衛食第 85 号別添(最終改正:平成 20 年 4 月 22 日付け食安発第 0422001 号))を下記のとおり改正するので、御了知の上、対応方よろしく願います。

記

1. 「食中毒処理要領」を別添 1 のとおり、「食中毒調査マニュアル」を別添 2 のとおり改正する。
2. 主な改正点について
  - (1) 食中毒発生時の対策要綱等の改正を検討する際には、広域又は大規模食中毒発生時の体制を考慮すること。
  - (2) 食中毒の原因食品について原材料に至る遡り調査が必要な場合には、農林水産部門等と協力し、調査を実施すること。
  - (3) 広域流通食品が原因食品となった場合の食中毒事件詳報の作成については、原則として原因となった施設等(流通センター、本社等を含む。)を所管している保健所が全容を取りまとめ作成すること。

- (4) 食品衛生法第 58 条第 3 項の規定に基づく報告又は、公表を行った食中毒は、電話又はファクシミリ及び食中毒調査支援システムにより報告すること。
- (5) 腸管出血性大腸菌等の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定される疾病が疑われる際には、感染症対策部門と共同調査を行う体制を整備すること。
- (6) 国の試験検査機関に精密な検査を依頼する際には、主として患者由来菌株は国立感染症研究所あて、食品及び食品由来菌株は国立医薬品食品衛生研究所あて送付すること。また、腸管出血性大腸菌、サルモネラ属菌及び赤痢菌感染症患者等の発生を探知した際には、患者等由来菌株を迅速に収集し、パルスフィールド・ゲル電気泳動 (PFGE) 法等による遺伝子解析とライブラリーとの照合を行う国立感染症研究所に送付すること。
- (7) 公表は一般消費者に対して速やかに正確な情報を分かりやすく伝え、被害の発生状況を明らかにするとともに不要な不安を生じさせないため、広域・散発の時の公表の際には、原則として原因施設等を所管する自治体を中心となり、各自治体間との内容に相違がないように十分に調整すること（その他に中心となることがふさわしい自治体がある場合についてはこの限りではない。）。